

担当課名	クリーンセンター
案件名	2号ごみクレーンブレーキユニット緊急交換修繕
案件の概要	2号ごみクレーンブレーキユニット緊急交換修繕を実施する。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2年 6月18日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	451,000円（うち消費税 41,000円）
契約期間	令和 2年 6月18日～令和 3年 3月31日
随意契約とした理由	<p>本業務は、焼却施設に設置されている2号ごみクレーンブレーキユニットの交換修繕を実施するものである。</p> <p>ごみクレーンは、ごみピット内のごみ質の均一化のための攪拌作業、燃焼室へのごみの投入を行うために必要な設備である。</p> <p>現在2号ごみクレーンブレーキユニットの経年劣化による動作異常が確認されました。また、2号ごみクレーンが故障すると、ごみの攪拌・投入ができなくなり、焼却炉の緊急運転停止が予想されるため、修繕には緊急を要する。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な技術・機器等により構成されており、その修理には施設に精通した者による実施でなければならない。また、焼却炉の稼働を行いながら緊急修繕を進めていく必要があり、安全性を確保しながら修繕を進めていかなければならない。</p> <p>よって、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当）</p>